

二人の登攀者

丸山雅也著





朋文堂／ケルン新書 1

著者との協定に
より検印廃止

二人の登攀者

昭和 38 年 5 月 10 日 初版発行

著 者 円 山 雅 也

発 行 者 新 島 淳 良
東京都杉並区永福町 103

印 刷 者 堀 内 文 治 郎
東京都千代田区神田三崎町2-16
堀 内 印 刷

発 行 所 東京都千代田区神田猿樂町2-15 朋 文 堂
振替東京25983 TEL 03-7881~5

明泉堂製本

二人の登攀者

円山雅也



ケルン新書 2

写 装
真 幀
白 黛
簪
史 鎮
郎 夫

目次

二人の登攀者……………	七
遭難・ある夫妻の場合……………	一九
ナイフで切ったザイル……………	二二
緊急避難……………	二三
訊問……………	二六
殺人の動機は十分……………	三〇
無罪の判決……………	三三
ある告白……………	三五

後日談	一三八
山小屋の一夜	一四二
ガイドブックの誤り	一五二
置き去り	一六二
スキーと法律問題	一七二
第一話	一七四
第二話	一七五
第三話	一七八
残された家族	一八一
山岳会とは——その法的性質について——	一九五

会員募集……………二〇三

落石……………二一七

運命のオーバーハング……………二三一

——ある登山家夫婦のこと——

神判——神の裁き——……………二五三

円山雅也君のこと……………安川茂雄

二人の登攀者

—

起訴狀

左記被告人江藤重夫に対する左記被告事件につき、公訴を提起し公判を請求する。

昭和三十六年五月四日

東京地方検察庁

検察官検事

高山 秀雄

東京地方裁判所 御中

本籍 東京都新宿区若葉二丁目五番地

住所 東京都中野区寺島町一丁目三番地

職業氏名 会社員

江 藤 重 夫

昭和十一年三月二十一日生

公訴事実

被告人は、和光産業株式会社山岳部に所属し、日頃より險阻な岩壁登攀等を行っていたものであるが、同山岳部々長であつた内田三郎（当時三十六年）と、群馬県利根郡北西方県境谷川岳下沢奥壁の登攀を計画し、昭和三五年一〇月一〇日未明より右壁の登攀を開始した。

そして、翌日正午頃、右二名は、右奥壁頂上直下二〇〇メートル位に至つたが、そのとき右内田は一〇メートル位を滑落して、右足膝頭を岩壁面で強打したため、同部分に打撲骨打傷を負い、登攀の続行が不能の状態に陥入つた。

たまたま、右滑落場所付近に、横巾約一メートル五〇センチ縦六〇センチ位の下向傾斜の岩棚があつたので、右内田は、そこに留まることとし、被告人のみが登攀を続行することとなつた。

ところが、同時刻頃は、風速一〇メートル近い強風雨下であり、連日にわたる登攀で右内田

は右負傷に加えるに極度の疲労に陥っていた。したがって、被告人としては、右内田を前記のような危険な場所に置去るにおいては、同人が右場所から転落しないよう、同人の身体を登山綱で岩壁面に固定するなど、万全の措置を構すべき、岩壁登攀者としての注意義務があるのに、これを怠り、漫然同人を一人放置して登攀を続行したため、同人は、まもなく同所より五〇〇メートル下のF沢源流に転落し、同人をして、頭蓋骨折等のため、同日午後二時頃死亡するにいたらしめたものである。

業務上過失致死 刑法第二百十一条

これが江藤に対する起訴状だった。

「私は弁護人などいらないといったのです。ところが、へお前がつけなければ、国で選ぶことになっている……」というのです……」

江藤は、最初から弁護を放棄していた。

岡林にも、江藤のそんな気持がわからないではなかった。それは、岡林が弁護士だからとい

うのではなく、かつて山を登っていた人間の一人としての理解だった。

事故の起った当時、江藤の周囲で囁かれた批判は、へ傷ついた同僚を危険な場所に置去りした、山男の風上にも置けない奴」という非難だった。だから江藤は、この公判請求を受けるまでもなく、すでに、より苛酷な、別な意味での裁きを受けていたともいえるのである。

へおそらく、この程度の事件なら、弁護如何では、五万円位の罰金刑ですむことだろう」岡林は、江藤に下される判決をこう予測した。

へだから、判決の結果は、彼にとってもそう問題となるまい。それより、有罪だということ、またむし返される世評の方がこわい……」岡林は、江藤の興奮のおさまるのを待ちながら、彼の立場を痛ましく想像していた。

遭難者の遺族ですら、同行者が五体満足で生き残っていること自体に、理由のない不満を抱くものだ。岡林も、一五、六年前の学生の頃、その意味での同行者の一人となったことがあった。そのときの彼に向けられた遺族の視線は、彼を、あれほど熱狂していた登山から遠ざけるほどに、後々まで彼を苦しめた。

「ところで、君は、この起訴状に書いてある事実について、何か言分があるのかね」

「だいたい正確です。ただ……、あれだけの岩棚は、我々の仲間からすれば、極楽みたいに安全で居心地のよい休息場のはずなんです。」

だから、内田さんが、どうしてあの場所から落ちたのか、今でも不思議です……」

江藤は、自分の置かれた立場より、そのことの方に、こだわっている風だった。

「過失犯というのは、結果が起ってしまったえば、いくらでも非難の余地が残されるものなんだ。

たとえば、自動車事故の場合など、検察庁や裁判所は、運転手に、まるで神業みたいな運転を要求している。彼等も、そういう要求が無理なことは充分承知しているんだ。しかし、一度問題が表面化した以上、へ人間だから適当でいいんだ」とはいえないしね。

この岩棚でも、そりゃあ一般の人から見れば一応危険だし、この起訴状に書いてあるような措置を構じた方が、より安全だったことは間違いないだろう……」

岡林にとっては、江藤の不審は、むしろ事件に関係のない事柄に思えた。

「ちょっとまって下さい。僕は、自分の非は検察官が言う以上に自覚もし、内田さんには申し訳

ないと思っています。ただ、内田さんがどうして落ちたのかと……」

「この事件としては、内田さんがどう落ちたかは問題とまらないよ。彼の死が〈自殺〉でもない限りね……」

「自殺?……」

江藤は、なにかぎくりとしたような表情で呟いた。

「なにかあったのかね?」

「いや、別に……。ただ、今から考えるとあの登攀は最初から少し異常だったと思うんです……」

そういうと、江藤は、急に黙り込んでしまった。

丸の内街の高層ビルの五階にある岡林の事務所は、西日をまともに受ける位置にあった。岡林は、席を立つと、窓の陽除けを下した。急に薄暗くなった部屋の中に、二人の喫う煙草の煙が、重苦しく漂っていた。

二

「私が、内田さんからこの登攀の誘いを受けたのは、昨年の九月初めころでした……」

江藤は、へまあ食事でもしながらゆっくり聞こうという岡林の誘いで、西銀座裏の小料理屋の一室に落着くと、さっそく当時の様子を説明し始めた。

——あれは、たしか、会社の山岳部の雑用の打合せを内田さんの部屋でした後でした。もう夕方の六時頃で、周囲には誰も残っていませんでした。

「F沢の奥壁ですって！」

そのとき、私は思わず内田さんに聞き返していました。